公益社団法人岸和田青年会議所役員選出規定 (案)

第 1 章 総 則

第 1 条

- 1. 公益社団法人岸和田青年会議所(以下本会議所と称する)の次年度の理事長 **予定者**の選出は、立候補者のある場合は直接選挙制とし、立候補者のない場合は、役員選出委員を選挙した上、同委員会に於いて選出する間接選挙制と する。
- 2. この選挙並びに選出は、役員選出規定(以下本規定という)により執行する。
- 3. 本規定により選挙及び選出された理事長予定者は、理事会の決議を経て、理 事長に選出される。

第 2 章 選挙管理委員会

- 第 2 条 直接選挙並びに間接選挙の管理及び執行をするため、選挙管理委員会を置く。
- 第 3 条 選挙管理委員会は、委員長1名、副委員長1名、委員3名の定員5名とし、 委員長は総務委員会委員長、副委員長並びに委員は、正会員のうちから理事 長が理事会の承認を得て、毎年3月31日迄に各々指名する。
 - 委員の欠損が生じた時は、その補欠は前項に準じて理事長がこれを指名する。
- 第 4 条 選挙管理委員会の任期は当該年度内とする。但し、理事会の決議により任期を延長することができる。
- 第 5 条 委員長は、管理委員会の議事を整理し委員会を代表する。
- 第 6 条 選挙管理委員会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数の時は、委員長がこれを決する。
- 第 7 条 選挙管理委員会は、委員会の事務処理並びに運営に関しその運営規定、補充、 変更の必要性ありと認めた場合立案し、理事会の承認を得なければならない。
- 第 8 条 選挙管理委員会は、正会員の資格を調査し有権者名簿及び被選挙権者名簿を 作成した上、4月10日迄に本会議所事務局に掲示すると共に全会員に通知し なければならない。
 - 尚、掲示期間は、掲示した日より6日間とする。

第 9 条 有権者名簿及び被選挙者名簿に脱漏、又誤載のある場合は当該有権者に於て、 掲示期日内に文書を以て選挙管理委員会に異議を申し出ることが出来る。 その場合選挙管理委員会は速やかに調査し、各々名簿の更正、追加あるいは それを認めない旨を決定と同時に告知しなければならない。但し、掲示期間 経過後の異議申し立ては認めない。

第 3 章 選挙権及び被選挙権

- 第 10 条 選挙権は選挙の行われる前年度の6月30日迄に、正会員と認められた者が 各自1個の選挙権を有する。 但し、前年度中に制限年齢に達している者を除く。
- 第 11 条 被選挙権は、第 10 条の選挙権を有する者内、当該年度も含め理事もしくは監事に2回以上ついたことのある者が有する。但し、前年度の出席が出席規定第 1 条に抵触する者及び当該年度内に制限年齢に達する者又は、すでに制限年齢を超えたる者を除く。

第 4 章 選挙方法

- 第 12 条 投票は有権者1名につき1票とし、且つ無記名とし有権者は投票日に指定された場所に選挙管理委員会の立会いのもとに投票する。 尚、不在者投票についてはその都度2回以上設けるものとする。
- 第 13 条 開票は投票締め切り後直ちに選挙管理委員会及び監事立会いの上、これを行わなければならない。
- 第 14 条 選挙管理委員会は、当選者が確定したときは延滞なく当選者の氏名を正会員 に通知しなければならない。

第 5 章 直接選挙

- 第 15 条 理事長**予定者**に立候補しようとする者は、被選挙権を有する者とし、次の事項を記載した文章を選挙管理委員会に提出して、立候補の届出をしなければならない。
 - (1) 候補者の氏名、経歴、青年会議所に於ける活動経歴
 - (2) 岸和田青年会議所に対する抱負意見

- (3) 被選挙を有する3名以上の推薦者連記
- (4) 選挙権を有する5名以上の推薦者連記 (被選挙者を除く)
- 第 16 条 選挙管理委員会は、5月1日迄に次の事項を全有権者に通知しなければならない。
 - (1) 立候補届出の受付開始
 - (2) 選挙方法及び日程
 - (3) 第9条で確定した有権者名簿及び被選挙権者名簿
- 第 17 条 第 16 条の通知後、第 1 次締め切り迄の期間は 10 日間とする。立候補者がなければ、直ちに間接選挙に移行する事とする。
- 第 18 条 第 17 条で立候補がある場合、選挙管理委員会は資格等を審査した上、第 15 条 の文章を 7 日以内に全有権者に通知しなければならない。又、同時に、第 2 次立候補届出の受付開始する旨を通知しなければならない。
- 第 19 条 第18条の通知後、第2次締め切り迄の期間は、10日間とする。
- 第 20 条 第 2 次締め切り時点で、新たに立候補者がある場合、選挙管理委員会は資格等を審査した上、第 1 次締め切りの立候補者を加えた全立候補者を確定し、第 15 条の文章を 7 日以内に全有権者に通知しなければならない。又、同時に投票日を確定し投票方法も通知しなければならない。投票は立候補者確定後10 日以内に実施する事とする。(投票は 6 月 10 日までに実施する。)辞退等により、立候補者がなくなった場合直ちに間接選挙に移行しなければならない。
- 第 21 条 第 2 次締め切り時点で、立候補者が 1 人の場合は信任投票を実施しなければならない。
- 第 22 条 投票の結果、全有権者の過半数を得た者を理事長**予定者**当選者とする。いずれの場合も、過半数を得られない場合は直ちに間接選挙に移行する事とする。 (信任投票の場合も同様とする。)
- 第 23 条 投票により当選した理事長予定者は、当選後5日以内に被選挙権を有する者 の内から3名の役員選出委員を指名し役員選出委員会を構成する。役員選出 委員長は当該年度の理事長がこの任にあたる。
 - 又、同時に選挙管理委員会は、役員選出委員が決定後5日以内に全会員に通知しなければならない。その後の日程については第6章を準用する。

第 6 章 間接選挙

第 24 条 直接選挙の規定に基づき理事長予定者が確定しない場合直ちに、間接選挙に 移行する事とする。

- 第 25 条 選挙管理委員会は6月20日迄に役員選出委員選挙を行わなければならない。
- 第 26 条 役員選出委員選挙は、被選挙権を有する者の中から8名連記制とする。得票 多数の上位8名を以て役員選出委員当選者とし、下位に8名を超えて同数得 票者があるときは、下位の選出順位にて決定する。
 - (1) 理事経験回数の多い者
 - (2) JC 会員歴の長い者
 - (3) 年長者
 - ※ 被選挙権者が8名に満たない場合は、被選挙権を有する物を無投票で役員選出委員に選出するものとする。
- 第 27 条 役員選出委員会の委員の定員は、本規定第 25 条及び第 26 条により当選した 委員 8 名、及び理事長 1 名の合計 9 名とし、選出された委員の欠損を生じた 場合は補充しない。
- 第 28 条 役員選出委員会の委員長は、理事長たる委員がこれに就任し、委員長は委員 会の招集及び議事を整理し委員会を代表する。
- 第 29 条 役員選出委員会の運営については、第4条、第5条、第6条に準用する。
- 第 30 条 役員選出委員会は、7月度理事会までに定款第3章に基づく役員候補者を定数 選出しなければばらない。
- 第 31 条 役員選出委員会が、所定の役員候補者を決定した時、速やかに理事会にその 氏名を通知し,承認を得なければならない。
- 第 32 条 理事会は、前条の通知を受けた場合、正会員にその決定案の経過を報告しなければならない。

第 7 章 附 則

第 33 条 被選挙者名簿の記載事項、投票用紙の様式については選挙管理委員会に於 て別に定める。